

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和7年8月28日

支出負担行為担当官

京都拘置所長 上 田 智 久

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 電子調達システムの利用

本調達は、調達ポータル（政府電子調達ポータルサイト（G E P S））
(<https://www.p-portal.go.jp/>) を利用して見積合わせを実施するので、操作マニュアル等に定める手続きに従い、見積書を提出すること。

なお、上記システムを利用せず、紙媒体による見積書の提出も可とする。

2 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

(1) 件名

令和7年度第3四半期京都拘置所ボイラー用燃料(白灯油)の購入

(2) 契約期間

令和7年10月1日から令和7年12月31日まで

(3) 納入場所

京都拘置所（京都市伏見区竹田向代町138）

(4) 仕様等

仕様書のとおり

3 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約終結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和07・08・09年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」について、A、B、C又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有す者であること。

ただし、前述の資格を有しない者であって、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる場合は、参加を認める場合がある。

(3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合

はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前号各号に準ずる行為を行う者

サ 見積依頼の公示日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

4 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒612-8418 京都府京都市伏見区竹田向代町138

京都拘置所 総務部用度課

電話 075-681-0501（内線232）

FAX 075-681-0504

5 見積書に関する事項

（1）見積書は所定の用紙を使用すること。

なお、電子くじ番号（任意の3桁数字）を必ず記載すること。

（2）見積書には、消費税及び地方消費税を除いた金額（税抜単価）を記載すること。（契約金額に小数点第3位以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

6 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領、仕様書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

本年8月28日（木）から同9月24日（水）まで

(2) 交付場所

ア 調達ポータル

イ 上記4の場所（午前8時30分から午後5時まで（休庁日を除く）。）

7 見積書及び関係書類の提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

ア 見積書

イ 令和07・08・09年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し（同資格を有しない者は、過去の納品書等履行能力が十分に証明できる書類。）

ウ 誓約書及び役員等名簿

エ 紙媒体による見積合わせ参加申請書 （紙媒体で見積書を提出する場合のみ提出すること。）

オ 委任状 （支店、営業所又は事業所単位で契約する場合のみ提出すること。）

(2) 提出期限

令和7年9月24日（水）午後5時まで

なお、上記期日までに見積書の提出がなかった場合は、見積書提出を辞退したものとみなす。

(3) 提出場所

調達ポータルによる場合は、当該システムに定める手続きに従って提出し、持参又は郵送により提出する場合は、上記4に提出すること。

8 見積合わせの日時

令和7年9月25日（木）午後1時30分

9 見積書の無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積書及び見積りに関する条件に違反した見積書は無効とする。

10 契約保証金の納付

納付を免除する。

11 契約書の作成の要否

要

12 その他

詳細は、オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領による。